耐震診断士派遣制度

耐震診断士派遣制度とは、益子町が民間住宅の所有者等の求めに応じ耐震診断士を派遣する制度です。益子町で実施する「耐震診断士派遣制度」に申し込むことによりお住まいに耐震診断士を派遣し、無料で耐震診断を受けることができます。

まずは、担当窓口にお問い合わせください。

●対象住宅

①昭和56年５月31日以前に着工された木造二階建て以下の一戸建て住宅
②延べ床面積の１/２以上が住宅として使われている。
③在来軸組工法により建築された賃貸を目的としない住宅
④初めてこの制度の対象になる住宅

無料耐震診断（耐震診断士派遣制度）の流れ

益子町窓口へ申込み

申込書に必須事項を記入の上、必要書類等を添えて窓口に申し込みください。

▼

耐震診断決定通知

耐震診断の実施が決定されると、益子町から決定通知が届きます。

▼

耐震診断の実施

決定通知が届くと、数日後「耐震診断士」の方から診断日程の打ち合わせ等の電話があります。耐震診断の実施の際には、居住者の方への説明や聞き取りがあります。
※診断当日は「立ち合い」をお願いします。

▼

耐震診断結果の説明

耐震診断結果は、耐震診断士が作成後、所有者等にご説明するとともに、耐震改修へのアドバイスを行います。

耐震診断の結果

評価点であなたの住まいの安全度がわかります。

0.7未満	0.7以上～1.0未満	1.0以上～1.5未満	1.5以上
倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない

▼ ▼

耐震改修が必要です

評価点が1.0未満の場合は、耐震改修等の支援制度があります。担当窓口へ相談もしくはホームページをご覧ください。

＜問合せ先＞
益子町　建設課　都市計画係　TEL：0285-72-8842

益子町ホームページ